

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員の任命について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員を任命したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
理事長 湯浅善樹

輪島 忍

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長代理に任命する

児玉進矢

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事に任命する

三富則江

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事に任命する

青田光紀

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事に任命する

児玉順子

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事に任命する

（以上 令和3年10月1日）